

SUMMARY

Takumi Nakamura

A study of the operational status of the regulation for the application and delivery for lumber used for building of private houses, and for cutting lumber in the province of Hida, lands belonging to the Shogunate, based on analysis of the application document, archived at Takayama-jinya of Hida-gundai in the 19th century, to build a private house. Statistics for application for lumber to be used for building of private houses throughout Hida Province were also analyzed.

幕領・飛驒国の民家普請における「家作木」の規制について

中村 琢 巳

はじめに

一 家作規制の制度的な変遷

二 規制の運用実態

(一) 家作木の申請手順

(二) 申請の不許可

三 申請・交付された家作木の本数

(一) 木取仕様帳にみる民家普請と用材

(二) 「家作木願留」の統計分析

(三) 減木・差止の状況

おわりに

はじめに

江戸時代は多彩な木造建築の造営や修復のために、大量の森林資源が消費された時代である。所三男氏によれば、城下町建設などの大量消費により慶長期から寛文期に搾取的な森林伐採は臨界点をむかえて各地に「尽

幕領・飛驒国の民家普請における「家作木」の規制について

山」が出現し、寛文期から伐採抑制時代へ移行した。⁽¹⁾

こうした動向とともに、江戸時代に造営された多種多様な木造文化遺産が数多く現存することにも目を向けたい。すなわち、大規模な寺社・城郭建築から小規模な茶室、さらに庶民の住まいである民家にいたるまで、江戸時代に開花した「木の文化」が現在に伝わる。ここには、江戸時代の建築造営・修復における計画的な森林資源の利用や保全の取り組みが予想されよう。⁽²⁾

本稿では江戸時代における建築と森林資源の関係を追究する素材として、幕領・飛驒国の家作規制を取り上げる。具体的には、民家普請の用材である「家作木」⁽³⁾をめぐる申請とその許可、ならびに交付の実態を明らかにする。むろん、近世飛驒国の家作木に関しては既に、林野庁編『徳川時代に於ける林野制度の概要』⁽⁴⁾や田上二生氏による論考がある。そこでは、「一國御林山」とされる幕領・飛驒国における特異な家作規制の状況、とりわけ高山陣屋への申請により家作木が交付された実態が把握されている。

先行研究がありながら、なぜ本稿で飛驒国の家作規制を俎上にあげるのか。その理由は、「飛驒郡代高山陣屋文書」(岐阜県歴史資料館所蔵)に数多

くの民家普請史料が伝存することによる。それらは飛驒国全域の民家普請に際して作成された家作木の申請や許可に関する史料群である。先行研究では、幕府勘定所への伺書といった規制に関する成文の検討から、制度的な変遷が把握されている。しかしながら、個別具体的な民家普請の史料とその制度史との関係には目が向けられていない。

そこで本稿では、家作規制の制度的な変遷を踏まえるとともに、「飛驒郡代高山陣屋文書」に収録された家作木に関する個別史料を網羅的に検証し、両者の関係を追跡する。これにより、民家普請に際し、その伐木の申請や許可が具体的にどのようなように実施されていたのか、制度の運用実態に迫ることができる。

ところで、「飛驒郡代高山陣屋文書」の家作木に関する史料群には年代的な傾向が指摘できる。それらが天保末期以降から維新时期にまとまっているからである。こうした史料の残存状況は、家作木に関する規制が天保期において整備されたことを予想させよう。

本稿の構成はまず、先行研究を踏まえて幕府直轄領期における家作規制の変遷を追跡し、とりわけ天保から弘化期における家作規制の改正方針に着目する。次いで、天保末期以降に集中する史料群の形式を分析し、規制の運用実態を説明する。さらに、飛驒国全域における家作木の申請・交付本数に関する統計を提示することで、民家普請用材の傾向から規制の実態を把握する。以上を踏まえて、一九世紀中葉の飛驒国でみられた特異な家作規制の背景に考察を進めたい。

一 家作規制の制度的な変遷

飛驒国における家作規制の変遷は、田上二生氏による「百姓家作木の交付」〔岐阜県林業史・上巻〕一九八四に簡潔にまとめられている。その記述では、二つの画期が指摘される。すなわち、飯塚郡代および豊田郡代の時代における家作規制の改正である。本章でも、この把握を踏まえて記述を進める。これにより、次章で分析する運用実態の前提を確認しておこう。

「二国御林山」である飛驒では、元禄五年（一六九二）の収公以来、高山陣屋による用材規制が継続された。なお、飛驒国の民家普請では町家（高山および古川の町方）と農家（村方）で異なる用材調達方式がとられていた。町方では製材された「運上木」を購入し、建築用材とした。これに対して、村方では高山陣屋への申請により、「家作木」の交付を受けた。

この具体的な様相を、宝暦八年（一七五八）に代官上倉彦左衛門から幕府勘定所へ宛てられた「飛州百姓家木之儀ニ付伺書」でみてみよう。

〔史料一〕

（前略）飛州之儀百姓林無之故家木差支難義仕候ニ付、地震・雪押・焼失等之節ハ、吟味之上其砌被下置来候、修覆木願之分、向後者三十年過候分江計り被下置候様ニモ可仕候得共、山中之百姓小家ニ而殊ニ松木故二十ヶ年モ過候得ハ朽損候段相違無御座願出候砌委細見分吟味為仕及大破候分へ計伐渡候儀ニ而、修覆木願年中多分之儀ニ而モ無御座、大概家一軒へ式三本・四本位迄伐渡申候、尤松木之内ニ而モ曲木等之悪木相渡候儀ニ而御座候得者、是迄之通被差置可然奉存候、則元御證文相添奉伺候（後略）^①

この史料では次の三点に着目したい。第一に、地震・雪押・焼失といった災害復興による民家普請であれ、経年劣化による修復であれ、家作には申請の上で「見分吟味」が求められたことである。第二に、その経年劣化による修復周期の判断基準として、三〇年という年限が言及されており、松材による「山中之百姓小家」は二〇年で「朽損」するという。第三に、用材交付に申請と見分が求められたといっても、実際の交付は松の二、三本ないし四本までと極めて少量であり、かつ樹種が限定されたことである。はたして、このような少量の松材で家作が実現できたのか疑問も生じよう。だが、松を用材として限定する点に符合する民家も現存する。高山市に所在する重要文化財・旧田中家住宅（一八世紀前期造営）がそのひとつで、構成部材はすべて松が用いられたのである。¹⁷

次に、寛政期に飯塚郡代により実施された家作規制の改正内容を見ていこう。その主眼は、先に述べた樹種を限定した交付の見直しであった。その内容は弘化二年（一八四五）の「豊田郡代演説書」¹⁸に詳しい。これによれば、飯塚郡代までは家作木として松と栗の交付が認められていたという。つまり寛政期以前に、松に加えて、栗も用材として交付されていたことを示唆する。寛政期の改正ではさらに、榎および姫子の許可も追加された。また、この四品のない地域では、櫓や櫛の利用も認められた。ただし、「上木」は末木であっても、引き続き交付が禁止された。すなわち、寛政期以前までは松と栗に用材が限定されていたが、飯塚郡代の改正により使用樹種の範囲が拡大されたのである。

天保から弘化期にかけて在任した豊田郡代の規制改正は樹種のみならず、見分手順にも及んだ。

まず樹種について述べよう。豊田郡代の家作規制で注目したいのは杉の幕領・飛驒国の民家普請における「家作木」の規制について

奨励である。豊田郡代から小野郡代への引継に際して作成された「御林山取締向之儀ニ付申送書」¹⁴には、杉の建築用材としての有用性が具体的に説かれる。すなわち、松・栗・雑木は曲木が多く柱等の取立が不便であって、大工・木挽の手間料もかかり、建具の狂いが夥しい。それに対して杉は、生育が早く二〇年で二尺廻となつて角物・建具・葺樽・押木・樋類などに加工ができる。こうした杉の有用性を踏まえた上で、家作木の伐出場所の跡地へ杉を順々に植樹することが奨励された。これに対して、榎は希少であり、御用木として貯蔵する方針が示された。

次いで、当時の家作木の申請に関わる手続きをみていこう。弘化二年の「豊田郡代演説書」では、家作の見分に関する手順が次のように申し送りされた。

〔史料2〕

一、右之通一國一円御林山ニて、百姓持林無之候ニ付、村々家作木之儀は、前々より御林雑木被下来り、家作願出候分は、願書取集置、御用序を以地役人出役いたし、古家作見分之上建替并修覆共、願之通相違無之候得ハ、最寄御林山之内願場所ニおゐて、御林山見守り候山見役之もの并地元村役人為立会、根伐・極印打渡為伐取、尤家作ニ応し可成丈根伐相減候様、末木遣ひ方等吟味之上取計、家作出来之上、猶又御用序見分いたし来り候由、申送り有之、右之通取計申候¹⁵

これによると、飛驒国は「一國一円御林山」で「百姓持林」がないために、村の家作木は「御林雑木」を交付する。それには「願書」を提出して、地役人が既存家屋を見分し、申請内容を吟味する。その上で、家作木の願場所で「山見役」¹⁶と「地元村役人」の立会いのもと、伐採の許可を示す極印を打って根伐を行う。さらに、竣工に際しても見分を行うとする。また、

「家作ニ心し可成丈根伐相減候様」という記述にも着目したい。ここから、無駄な用材は積極的に減らす方針を読み取ることができからである。

ところで、さきに宝暦期での家作見分を確認した。だが、その実効性は疑わしい。実際の民家普請において見分が効力を伴っていなかった可能性がありえたからである。次の「御林山取締向之儀ニ付申送書」は、そうした家作規制のあり方をも物語る。

〔史料3〕

一、百姓家作木之儀、家作壺軒ニ元木式三本相渡候様、元積候得共、百姓等馬をも飼、其外作物取入場所、手広ニ無之候ては難相成ものニ付、中々以元木式三本位ニて、家作可出来訊ニ無之候得共、右之通元済ニ付先前より、家作壺軒ニ元木式三本ツ、相渡、其余は内々伐足剪請致候哉ニ候処、素々式三本之元木ニて家作可致と之儀は無理成法ニ付、無余儀薪木等之内より少々ツ、伐足候義は勘弁も致来候哉ニて、畢竟元済之趣不宜候故、無拠後闇き取計ニも被成、自然と白木稼其外、一体之御林取締方ニも差響不可然ニ付、以来は家作仕法帳為差出吟味之上、実々入用之木品は何本ニても相渡候積、伺之上取計候ハ、可然儀と存候¹⁷⁾

これによれば、従来は一軒につき元木二、三本の交付を行っていたが、これほどの少量で家作を行うのは無理な話であり、二、三本を交付しつつ、薪木等から追加を黙認していた。一方で、この方式では白木稼¹⁸⁾を含めた御林の取り締まりに支障が生じる。そのため、「家作仕法帳為差出吟味之上、実々入用之木品は何本ニても相渡候積」とした。すなわち、当時の実情にそぐわない本数制限を撤廃し、かわって実際に必要な本数であれば何本でも交付するという。ただし、交付の条件として「家作仕法帳」の申請と見

分による吟味が必要とされた。

見分の手順は、次に掲げる天保一四年（一八四三）の「百姓家作木等願出候節差免方並改作之儀ニ付御郡代被仰渡候請書」にみる事ができる。

〔史料4〕

一、百姓家作木之儀、是迄者元木相渡候而已ニ而木品取立之上改者不致、家作出来之上見分いたし仕来之由ニ候得共、差候而者自然と不取締之基ニ付、都而白木稼改方之振合ニ准し、元木渡方并木立取立之上改方とも取計、且家作皆出来之上も右改木数を以遣方相改候様可致候

但、元木極印請候後無際限元伐も不致捨置候儀決而不為致、元木極印を請候上者壹ケ年を限急度木品取立改極印を請、尤普請相仕立候儀者都合ニ寄一・二ケ年位延引之儀者用捨致し候様可致候（後略）¹⁹⁾

ここでは次の二点を確認しておこう。第一に、見分の実施回数が増加が示されたことである。天保一四年以前は元木交付時と家作の竣工後に行っていた見分を、元木の交付、取立の後、竣工後という段階で行うとする。第二には、元木を取立て建築用材とした後、一年以内に改めて極印をうち、二・三年程度で建築するように指示されたことである。

この二つの改正では、いずれも白木稼との関係が言及される。実際に、豊田郡代の家作規制に関わる改正方針の前段では、白木稼の規制見直しも述べられていた²⁰⁾。すなわち、村人の森林資源利用に対する管理が強化されたなかで、家作木の規制改正が示された。

以上、天保・弘化期の豊田郡代の方針を検討した。それは実情にそぐわない従来の家作規制を見直し、民家普請の実態に見合う申請を吟味できる手順に改めるものであった。

二 規制の運用実態

(一) 家作木の申請手順

本章では、「飛驒郡代高山陣屋文書」に伝存する家作木の個別史料に基づき、家作規制の運用実態を説明する。⁽²¹⁾ 史料の残存年代をみると、起点は天保年間が多い。多量な史料が豊田郡代の在任期にはじまり、明治初年まで確認される。ただしその内容は、豊田郡代により示された方針に符号し、郡代の交代を経ても規制は維新期まで継承されたと理解できる。

さて、家作木に関する史料として、「書付」「木取仕様帳」「家作木願留」「家木渡方請印帳」という四つの形式が確認できる。以下で、これらの形式を検討していこう。

「書付」は、民家普請に際して願人から高山陣屋へと提出されたものである。後述する「木取仕様帳」と一括されて「居宅土蔵他取建取繕一件」⁽²²⁾に収録されている。普請に至った要因や工事の種類、交付を申請する家作木の本数などが記載されている。嘉永二年(一八四九)に提出された御厩野村の百姓代・藤助の居宅建替の書付を例示したい。

〔史料5〕

乍恐以書付奉願上候

益田郡御厩野村百姓代藤助儀、居宅及大破候ニ付別紙仕様帳之通、建替普請仕度奉願上候、何分御慈悲之上、元木取立被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

嘉永二酉年六月

幕領・飛驒国の民家普請における「家作木」の規制について

御厩野村百姓代

藤 助 印

同村 組頭

久 七 印

同村 名主

甚右衛門 印

高山

御役所⁽²³⁾

このなかで「別紙仕様帳之通」と言及されるのが、次に掲げる史料である。願人、名主、組頭の連名で、「高山御役所」に宛てられている。建物の類型や規模(桁行・梁間・棟高・軒高)を明記した上で、家作木願場所、伐木数、樹種、製材された部材数などが詳細に書き上げられている。さらに、居宅の絵図も添付される。部材一本一本に至るまで製材過程を詳述するこの「木取仕様帳」の存在こそ、飛驒国の普請願書の特徴をなすものである。

〔史料6〕

「嘉永二酉年六月

益田郡御厩野村藤助居宅建替普請木願仕様帳

名主 甚右衛門」

願人

益田郡御厩野村百姓代

藤助

桁行六間

梁間五間

棟高貳間四尺

軒高壹丈壹尺五寸

一、居宅立替普請一軒 但

此人用

字西山之内

小字大洞

松元木壱本

但

長五間

目通五尺

此取立

法五角壱本

但

長三間

末口壱尺壱寸

指木

角壱本

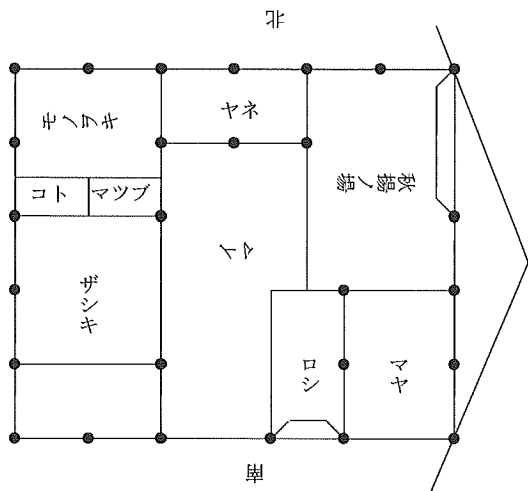
但

長式間

八寸

極木

此ハ取立横合六通挽割木数拾六本(後略)²⁴⁾



大野郡日面村孫八居宅取繕仕様帳

申九月

元木相渡

戌五月

出来見分済

というように、「元木渡」(および日付)ならびに「出来形見分済」(および日付)といった追筆が表紙にみられるからである。つまり、家作木の交付および出来形見分が実施された上で、その情報を木取仕様帳の表紙に明記し、情報管理が行なわれていた。右で例示した史料では、申請の日付は嘉永元年(一八四八)七月である。「申九月元木相渡」「戌五月出来見分済」と表紙に追筆があつて、元木の交付が申請から二ヶ月後の嘉永元年九月、見分が翌々年の嘉永三年五月に行われた。

なお、家作普請に際し根伐木が不要であれば、仕様帳の提出は求められない。出願は書付のみで行われた。次の史料はそのような事例で、吉城郡名張村・利助の居宅建替に関する書付である。

〔史料7〕

乍恐以書付奉願上候

一、古家一軒

桁行七間

梁間五間

右者吉城郡名張村利助、居宅年久敷相成朽損候ニ付、書面之古家、同郡打保村弥兵衛方より買請候ニ付其低引取組立申度奉願上候、外ニ新木等決而相用不申候、何分願之通被仰付被下置候ハ、難有奉願存候、以上

嘉永三戌年七月

願人

「豊田郡代演説書」で求められた「家作仕法帳」が、この木取仕様帳と考えられる。また、木取仕様帳はその表紙の追筆にも着目される。例えば、

「嘉永元申年七月

名張村

利助印

右村百姓代

甚兵衛印

右村五人組

与茂助印

右村名主

五左衛門印

右家売主

打保村
弥兵衛印

高山
御役所

この居宅建替は、打保村・弥兵衛から「古家」を買取り、そのまま移築して組み立て直すものである。よって、「新木」は用いない。こうした場合は、木取仕様帳は提出されない。ただし、連署において古家売主の署名と印鑑が押されており、古家の売買でさえ規制されていた。

各村から提出された用材交付の申請を、高山陣屋で取りまとめたのが「家作木願留」である。大野郡五冊、益田郡四冊、吉城郡四冊が現存し、それらの残存年代は元治元年（一八六四）、元治二年、慶応二年（一八六六）である。次の史料は「元治二年丑春 大野筋村々家木願」からの抜粋であり、建築工事に願人や家作木願場所、元木数、樹種、寸法を書き上げる形式である。

〔史料8〕

字多ほし岩

長四間半

一、松元木五十本 但

目通四尺五寸廻

石浦村

吉四郎

同所

幕領・飛驒国の民家普請における「家作木」の規制について

一、栗元木壱本

但

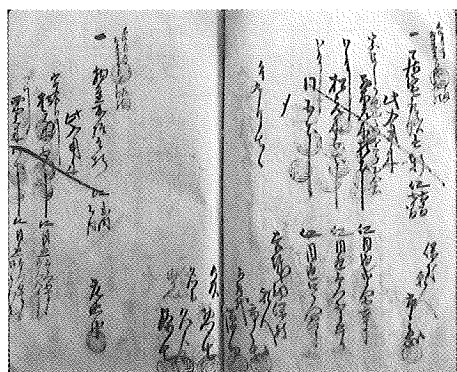
長四間

目通三尺廻

是ハ居宅統庇取建普請願²⁶

さらに、家作木願留の末尾では、申請された家作木の合計数が明記される。ここから、高山陣屋が領内の家作木数の全体を掌握していたことが判明する。家作木の領内合計数が算出されたのは、幕府勘定所への報告のためと推察される。

次に、「家木渡方請印帳」をみていこう。これも家作木願留と同じく、各村から提出された家作木の交付申請を、高山陣屋で取りまとめた史料である。史料が残る年代は、大野郡が天保一四年（一八四三）から嘉永六年（一八五三）、吉城郡が天保一五年から安政四年（一八五七）、益田郡が弘化四年（一八四七）から嘉永六年（一八五三）である。工事種別や家作木数、家作木願場所、樹種、寸法が書き上げられている。



〔図1〕弘化3年「家木渡方請印帳」（大野郡）
（飛驒郡代高山陣屋文書1・41-5-5）

この史料の特色は「請印帳」の名のとおり、印鑑が押されることである。家作木の項目ごとに、複数の印鑑が押されていく(図1参照)。末尾の連名と照合すれば、これらの印鑑が願人、百姓代、組頭、名主、山見のものであることが判明する。

以上の四つの形式の史料を検討することで、飛騨国における民家普請の具体的な手続きが明らかとなった。すなわち、民家普請の際には、木取仕様帳を添付し、書付の形式で名主から高山陣屋へと普請願書が提出された。木取仕様帳には交付申請する家作木の本数と木取過程、さらに部材数が詳細に明記されており、絵図も添付された。一方で高山陣屋では、各村から提出された普請願書を取りまとめ、家作木願留を作成し、申請された家作木の合計を算出した。さらに、家作木の交付は願人のほか百姓代や組頭、名主、山見の同意(印鑑の押印)のもとで実施されていた。家作の竣工後には、出来形見分も行われていた。

(二) 申請の不許可

ところで、四つの史料を観察すると、所々に付箋や追筆がみられる。これらが、伐木規制の運用実態を辿る有力な情報となる。というのは、こうした付箋や追筆から、申請が不許可となった場面が判明するからである。具体的には「減木」ないし「差止」という処置である。

〔史料9〕

字水屋こば

一、栗元木七本

但

長三間ヨリ四間

目通式尺八寸廻

栃尾村

彦右衛門

(付箋位置)

同所

一、姫子元木式拾九本

但

長五間ヨリ六間
目通式尺五寸ヨリ四尺廻

(付箋)

同所

一、姫子元木式拾四本

(朱筆) 外 五本 減

字こうじん平

一、杉元木式本

但

長六間
目通三尺五寸廻

是ハ居宅建替願²⁷⁾

〔史料9〕で「元治二年丑春 吉城郡村々家木願」から居宅建替を例示した。このように付箋へ「減木申渡」「差止」等が書き込まれる。また、各工事における「減木」の本数が朱で追筆され、末尾の合計数を算出する箇所でも、「減木」の本数が追筆される。

家作木願留で「減木」や「差止」が記載された事例を、当該工事の木取仕様帳と照合してみれば、そこにも同様の修正が確認される。木取仕様帳でも不許可となった用材申請の箇所は白紙をかけ、その境界紙面に名主の割印が押される。つまり、高山陣屋の「減木」や「差止」の指示に従って、各村の名主が木取仕様帳を修正し、高山陣屋へ提出したのである。

なお、史料では「減木」と「差止」は以下のように使い分けられている。用材の本数を申請分から少なくする場合が「減木」である。これに対して、工事そのものの不許可ないし書き上げられた用材の項目すべての不許可であれば「差止」が使用される。

〔御林山取締向之儀ニ付申送書〕(史料3)によれば、「実々入用木之品は

何本ニても相渡候積」とされた。しかしながら、以上の「減木」や「差止」の状況をみれば、村人からの申請がそのまま許可されていたわけではなかったことが判明する。つまり天保期から維新时期において、木取仕様帳の吟味による見分が実効性を伴っていたのである。この実態は、先述の「豊田郡代演説書」に示された「家作^三心し可成丈根伐相減候様、末木遣ひ方等吟味之上取計」という方針が、まさに個々の申請において実施されていたことを物語っている。

三 申請・交付された家作木の本数

(一) 木取仕様帳にみる民家普請と用材

木取仕様帳の史的な有用性は、江戸時代の民家普請における用材状況を詳細に復原できる点にある。そこで本章では、具体的な民家普請における家作木の実態を述べていこう。これによって、「取建」「建替」「取繕」といった普請と家作木の対応を描くことにとめたい。以下で取り上げる事例は同規模の主屋を選ぶことで、建築行為ごとの比較ができるようにした。さらに家作木願留は、飛騨国一円にわたる家作木の動向を記録する貴重な史料群である。そのため、この史料に基づき飛騨国一円の集計も行い、申請された家作木と「減木」の実態を統計的にも提示する。

さて、木取仕様帳にみられる普請の類型として、「取建」「建替」「引移」「取繕」「根継」「仕添」「継上ケ」「切縮メ」「仕立替」「造作」といったものがある。以下で、このうち頻出する「取建」「建替」「取繕」の事例をあげながら、それぞれの家作木の状況を整理する。

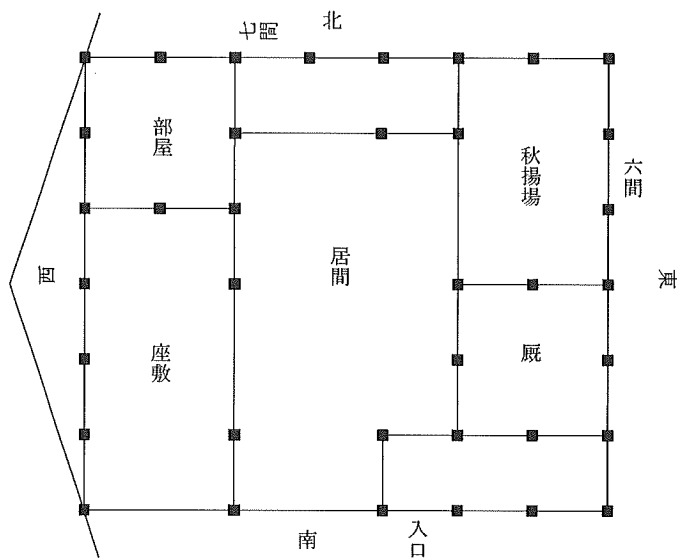
幕領・飛騨国の民家普請における「家作木」の規制について

まず「取建」をみよう。「取建」は更地に新しく建物を建てる意味で用いられた。そのため、既存建物を更新する「建替」とは明確に区別される。申請で頻出するのは、屋敷地に新しく「土蔵」や「小屋」などの付属屋をつくるものである。これに対して、「居宅取建」の申請は少ない。例えばそれまで畑地であった場所に「貸家」や「別宅」を建てたり、居宅続きに「隠居屋」を建てるなどの場面で登場する。「居宅取建」が最も頻出するのは、火災に罹災した建物を再建する場面であった。類焼の場合は、建物が灰掃きなどで一掃された上で、建て直されたからである。

「居宅取建」の事例として、文久二年（一八六二）の「大野郡下保村弥兵衛居宅取建入用木仕様帳⁽²⁸⁾」を取り上げよう。その規模は梁間七間・桁行六間（図2）である。「根伐木」として栗元木八本、松姫子元木五二本、杉元木二本の合計六二本が申請された。これら元木ならびに部材の状況を「表1」で整理した。

次に「建替」の事例として、益田郡名丸村忠右衛門の「居宅建替普請仕様帳⁽²⁹⁾」（文久三年）をみよう。規模は先の事例と同じ、桁行七間・梁間六間であるが、二方へ六尺と三尺の庇が張り出しており、規模が若干が大きい（図3）。

規模の大きさに対し、「根伐木」の本数は四六本で、「取建」の事例より少ない。「建替」は既存建物がある点で、用材の実態も「取建」と異なるからである。この願書では「根伐木」の申請数を明記した上で、「外在来之古木取交普請仕積」と記される。すなわち「建替普請」では、たとえ朽損が進んでいても、既存建物を解体し、使える古材はできるかぎり再利用された。そのためほかの願書をもみても、「建替普請」では「在来之古木取交建替」「成丈ケ古材取交普請仕度積り」という文面が頻出する。



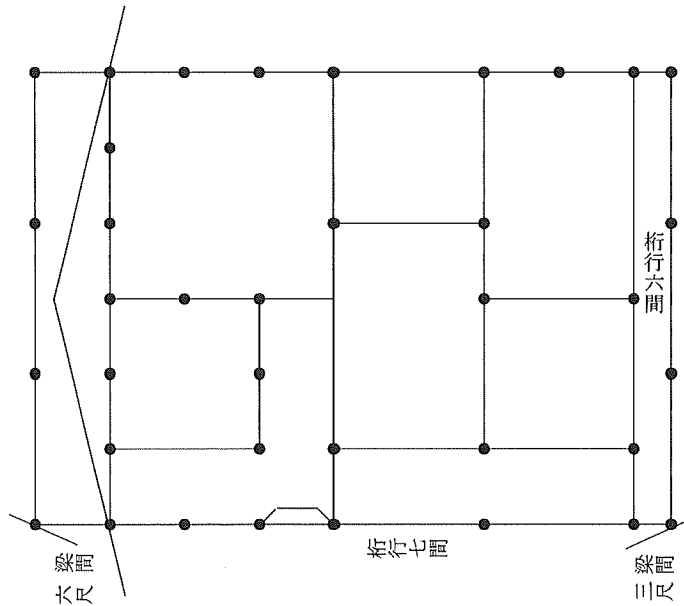
〔図2〕居宅取建普請の絵図

出典：文久2年「大野郡下保村弥兵衛居宅取建入用木仕様帳」
(飛驒郡代高山陣屋文書)

〔表1〕居宅取建普請における家作木

元木			製材			
樹種 本数	長	目通	種別・本数	長	断面	部位
栗 8本	4間	5尺7寸廻	角物16本	5間	5寸角	土台木
松 姫子 37本	4間	2尺7寸 ~3尺廻	角物74本	2間	6寸 ~4寸角	桁木(28本) 梁木(12本) たる木(8本) 柱木(22本) 敷居鴨居木(4本)
姫子 10本	5間	3尺廻	角物20本	3間~ 2間	6寸角	梁木(10本) 檼(4本) 根太(6本)
姫子 4本	4間半	4尺廻	角物8本	6尺~ 2間半	9寸角~ 5寸角	板子(8挺) 棟柱(4本)
松 1本	5間	4尺5寸廻	板子1挺 丸太1本	6尺 4間	1尺角 末口8寸	指木
杉 2本	4間	3尺6寸廻	角物2本 葺樽1000枚	2間 3尺	8寸角 3・4寸1分	雨戸障子其外小間物 葺樽

出典：文久2年「大野郡下保村弥兵衛居宅取建入用木仕様帳」(飛驒郡代高山陣屋文書)



〔図3〕居宅建替普請の絵図

出典：文久3年「益田郡名丸村忠右衛門居宅建替普請仕様帳」
(飛驒郡代高山陣屋文書)

さらに、先に例示した〔史料6〕の「益田郡御厩野村藤助居宅建替普請本願仕様帳」をみれば、「在来居宅取崩古木」の本数も列挙されており、「古角」五〇本、「古板」二〇〇枚、「古横」三〇挺、「古樽」一〇六〇束が再利用された。ただし、この仕様帳のように、再利用する古材の部位を具体的に示したり、古材数を列挙する事例はさほど多くはみられない。大半は「在来之古木取交建替」とする文面にとどまる。なお、古材は旧部位に組み立て直される場合もあれば、刻み直すことで従来とは異なる部位に転用される場合もあった。

古材を利用した「建替」の極端な例として、「新木」を全く申請せずに、古材のみで工事するものもみられる。例えば文久三年（一八六三）に出願された「大野郡瀧村平兵衛」の「書付」がそれである。³⁰ここでは、「右者大野郡瀧村平兵衛義只今迄住居罷在候居宅及大破殊ニ間狭不都合ニ付今般同村助右衛門方古書面之古家讓請取壊引取建替普請仕度奉願上候尤新木尅本ニ而モ相用不申候」とあって、劣化が著しく狭小な居宅を建替えるに当たり、「古家」を移築するだけでまかなうものであった。

「建替普請」における用材の状況は幅広い。新規の「取建」と同様に、全て新材を用いるものもあれば、古材のみで組み立て直す場合すらあった。ただし、大半の「建替普請」の願書では「在来之古木取交建替」の文面が頻出し、使える部材はできる限り再利用することで共通したと考えられる。

次いで「取繕」の様相を述べていこう。「取繕」は既存建物を修繕する行為である。だが、その建築工事の実態は多彩である。例えば、「柱根継」「土台替」「板張替」「屋根葺替」「破損所造作」などが行われていた。

「取繕普請」は既存建物に手を加えるものである。よって、根伐木の申請本数は「取建」や「建替」の半分ないしそれ以下程度であった。例えば、

「益田郡小坂町村喜兵衛居宅軒上取繕普請仕様帳」³¹によれば、桁行七間・梁間六間半の規模であるが、申請した根伐木は三一本と少ない(図4)。さらに、これと規模が同程度の「益田郡野尻村織右衛門居宅棟上ケ・天井・壁板普請仕様帳」³²をみても、根伐木は一八本と、やはり少量であった。以上の「取建」「建替」「取繕」における家作木の申請本数を〔表2〕でまとめた。これにより、「取建」「建替」「取繕」といった工事類型に対応した家作木の階層的状況が把握できる。

(二) 「家作木願留」の統計分析

個々の民家普請の用材申請である「木取仕様帳」を集成したものが、「家作木願留」である。この史料の末尾では、前述のように、家作木の合計数が算出された。史料によって、樹種ごとの合計が示される場合と、全ての樹種を合算する場合がある。

〔表3〕で、各郡における家作木の申請本数、ならびにそれに対する交付本数を整理した。これを踏まえて、記録が残る年代で、年間の申請本数と交付本数をみていこう。

まず大野郡では元治元年(一八六四)秋と元治二年春の一年間に、二〇三二本の家作木が申請された。これに対して、交付本数は一八五三本である。つまり、約九%にあたる一七九本が「減木」されたことになる。吉城郡では元治二年春と元治二年秋の一年間で、二七六三本が申請された。しかしながら、その一一%にあたる三〇八本が「減木」された。よって、交付された本数は二四五五本である。益田郡では元治二年春と秋の一年間で申請数は一五八五本であった。

記録の残る年代は少ないが、およそ一割程度、ときに三割程度の「減木」が命じられていた様相が読み取れる。

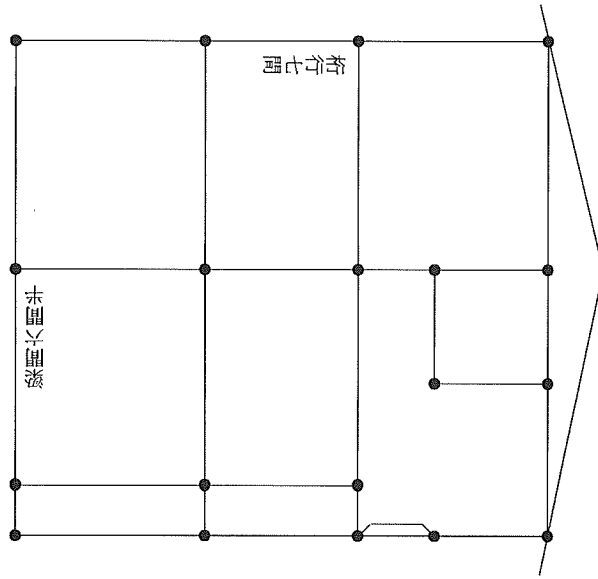
次に、家作木の年間申請状況を、工事種別ごとに整理していこう。これは、民家普請と家作木の関係を俯瞰的に把握するためである。そこで、家作木願留のなかで、大野郡に関する元治元年秋と元治二年春の一年間での情報をまとめていく。

申請数が突出して多い「川除普請」を除くと、秋と春の一年間で申請された家作木は合計一七〇五本であった。秋二箇村、春三六箇村から申請がなされた。³³ 建築類型でみれば、居宅六八棟、付属屋七土蔵、物置、雪院など二〇棟、その他(社、堂、橋など)一一棟で、合計すると九九棟であった。これを工事種別で分類したのが〔表4〕および〔図5〕である。「取建」は居宅では申請がみられず、土蔵や物置などの付属屋で登場する。また、家作木の大部分は「居宅建替」で占められた。

居宅では、「建替」に平均で家作木三六・五本の申請がみられた。これに対して、「仕添」「棟継」といった増改築では「建替」の三分の一度、平均して二・三本の申請である。「取繕」では平均六・二本で、「建替」の六分の一度の本数である。

以上は、申請の本数に着目した集計である。次いで、家作木願留に記録した樹種の状況も整理しよう。

〔図6〕では居宅に関わる家作木の年間申請本数を樹種ごとに集計した。「姫子松」や「栗」が多く、「杉」もみられる。木取仕様帳の情報を踏まえると、これらの樹種はおおよそ建物の部位に対応する。つまり、柱や梁などの主体構造は「姫子松」が多く、「栗」は「土台」に用いられた。屋根葺材「樽」では「杉」が申請されることが多い。「雨戸障子」といった建



〔図4〕居宅取繕普請の絵図

出典：文久3年「益田郡小坂町村喜兵衛居宅軒上取繕普請仕様帳」
 (飛騨郡代高山陣屋文書)

〔表2〕居宅取建普請における工事種別ごとの家作木の例

工事種別	願人	平面規模	家作木の本数 〔合計〕	長	目通
取建	大野郡 下保村 弥兵衛	梁間7間 桁行6間	栗8本 松姫子52本 杉2本 〔合計62本〕	4間 4間～5間 4間	2尺7寸 2尺7寸～4尺5寸 3尺6寸
建替	益田郡 名丸村 忠右衛門	桁行7間 梁間6間	栗10本 松30本 松3本 杉3本 〔合計46本〕	3間半 6間 6間 6間	2尺5寸～3尺 2尺5寸～3尺3寸 4尺4寸 4尺4寸
軒上取繕	益田郡 小坂町村 喜兵衛	桁行7間 梁間6間半	松23本 栗6本 杉2本 〔合計31本〕	5間半～6間 3間半 7間	2尺8寸～3尺8寸 2尺8寸～3尺2寸 4尺8寸
棟上ケ 天井壁板普請	益田郡 野尻村 織右衛門	桁行7間 梁間6間	松5本 姫子5本 栗6本 杉2本 〔合計18本〕	5間～6間半 5間～6間半 3間半～6間 5間半～6間	2尺5寸～3尺 2尺5寸～3尺 2尺8寸～3尺 4尺5寸

出典：飛騨郡代高山陣屋文書「居宅土蔵他取建取繕一件」収録の木取仕様帳より作成。

〔表3〕 飛騨国における家作木の申請本数

	大野郡	吉城郡	益田郡
元治元年秋	申請：812本 交付：646本 減木：166本	申請：1911本 交付：1709本 減木：202本	
元治2年春	申請：1220本 交付：1207本 減木：13本	申請：1928本 交付：1750本 減木：178本	申請：1063本 減木の記載なし
元治2年秋		申請：835本 交付：705本 減木：130本	申請：522本 交付：350本 減木：172本

出典：「三郡村々家作木願留」(飛騨郡代高山陣屋文書)より作成。

〔表4〕 工事件数と家作木の申請本数(元治元年秋および同2年春の合計、大野郡)

	取建	建替	増改築	修繕	合計
居宅		24棟 877本 (36.5)	18棟 222本 (12.3)	26棟 160本 (6.2)	68棟 1259本 (18.5)
付属屋	8棟 148本 (18.5)	4棟 117本 (29.3)	4棟 30本 (7.5)	4棟 18本 (4.5)	20棟 313本 (15.7)
その他		7棟 119本 (17.0)		4棟 14本 (3.5)	11棟 133本 (12.1)
合計	8棟 148本	35棟 1113本	22棟 252本	34棟 192本	99棟 1705本

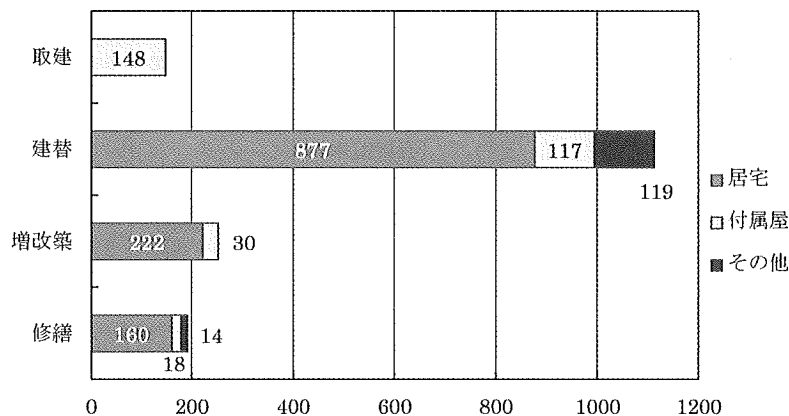
出典：「大野筋村々家木願」および「大野筋家木願」(飛騨郡代高山陣屋文書)より作成。

註：上段は棟数、下段は元木数、括弧で「棟あたりの元木数」を算出。

「付属屋」に分類したのは「土蔵」「納屋」「物置」「雪院」「薪小屋」である。

〔図5〕 工事種別ごとの家作木の申請本数

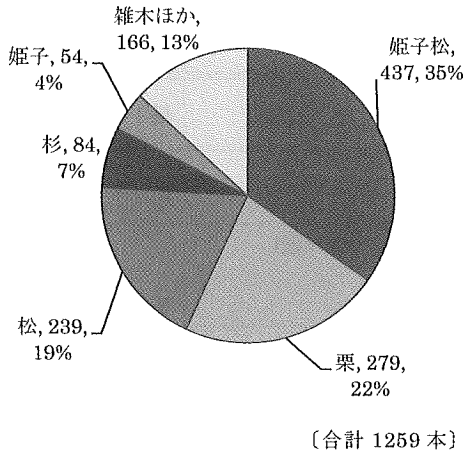
註：元治元年秋および2年春の合計、大野郡



具でも「杉」が申請された。なお、「姫子松」「松」「姫子」は普請願書では明確に区別されて書き上げられている。だが現在のところ、この三者の区別は詳しくはわからない。

家作規制で許可された樹種の変遷は前述した。この実際の申請状況を、前述した制度と比較してみたい。すると、長く許可されていた松と栗を主体としている点が符合する。さらに、杉の申請が多くみられる点も、先みた豊田郡代の奨励と符合する傾向といえる。

家作木の交付には「家作木願場所」が指定されていた。実際に、「飛驒郡代高山陣屋文書」には村ごとの「家作木願場所」を書き上げる史料がみられる。天保十一年（一八四〇）の「吉城筋村々家木願場所取調帳³⁴」では、家作木の交付場所（字名）とそれぞれの樹種が列挙される。ここで記載された樹種の傾向をみると、大半はやはり「松」と「栗」の二種を組み合わせ



〔図6〕居宅普請における家作木の樹種別本数
 註：元治元年秋および2年春の合計、大野郡

たものである。同時に、「姫子」「なら」「雑木」「唐松」「ほうたら」「桂」「栃」「ふな」もみられる。これらは寛政期に許可された樹種より幅広い。天保期以降は、「松」「栗」を構造材として主に用いながらも、そのほかの樹種も地域の植生に即して、幅広く許可されていた状況が読み取れよう。

（三）減木・差止の状況

家作木の申請に対して、「減木」や「差止」の措置が存在したことは前述した。そこで、年間の申請本数のなかで、どのような用材申請で不許可が指示されたのか、その実態を整理しよう。

〔表5〕では「大野筋家木願」（元治元年秋）において、付箋で「減木」ないし「差止」が記載された民家普請を抽出した。「大野筋家木願」によれば、大野郡のうち二村から三八件の申請があった。そのなかで、「減木」ないし「差止」が命じられたのは一一件であった。大野郡で元治元年秋に申請された家作木は合計八二本で、このうち「減木」されたのは一六六本と約二割に及んだ。

〔表5〕では建築類型や工事種別、材寸、樹種で「減木」の状況を分類しているが、不許可となった明確な基準は見出しがたい。建築類型をみても、居宅だけでなく小規模な小屋でも、「差止」を受けたからである。さらに、用材の少ない「取繕」でも「減木」や「差止」がなされていた。

これに対し、「減木」を受けた樹種には特徴がある。例えば、「榎」の申請三件はすべて「差止」を受けた。これは「豊田郡代演説書」でみたところ、希少な「榎」をできるかぎり御用木に備えて保管し、かわって「杉」の利用を奨励した政策と関わるものが推察される。ただし、「減木」は特

〔表5〕「減木」ないし「差止」を受けた家作木の申請

村名 家名	建築類型 工事名	申請した家作木 樹種/本数(長、目通寸法)	減木・差止 を受けた木
江名子村 次郎右衛門	居宅 建替	樫1本(3間、4尺廻)	樫1本
松本村 久兵衛	土蔵 庇取建	栗2本(3間、2尺5寸廻) 樫1本(4間、4尺廻)	樫1本
松本村 茂助	居宅 棟継	松7本(3間~4間、2尺5寸~3尺廻) 栗4本(2間、2尺5寸廻) 樫1本(4間、4尺廻)	樫1本
山口村 助左衛門	居宅 建替	栗8本(3・4間、2尺7・8尺廻) 松34本(5・6間、3尺8寸廻) 杉1本(6間、3尺8寸廻)	栗8本 松34本 杉1本
塩屋村 与三九郎	居宅 取繕	松8本 (9尺~4間半、3尺~4尺5寸廻)	松8本
稲城村 九蔵	納屋 取建	栗6本(3・4間、2尺8寸廻) 松23本(5・6間、3尺~4尺廻) 杉1本(6間、4尺廻)	杉1本
角川村 吉助	(付箋で解説 できない)	栗21本(3・4間、2尺5寸~3尺5寸) 雑木38本(3・4間、2尺5寸~3尺5寸) 松2本(5・6間、4尺~4尺5寸) 杉2本(5・6間、4尺~4尺5寸)	杉1本
角川村 徳兵衛	居宅 取繕	杉2本 (6間、3尺5寸~4尺5寸)	杉2本
角川村 弥十郎	居宅 建替	栗19本(3・4間、2尺5寸~3尺) 雑木36本(3・4間、2尺5寸~3尺) 松2本(6間、4尺5寸) 杉2本(6間、4尺5寸)	杉1本
保村	板橋 懸替	栗50本(4尺~4間2尺、3尺~3尺5寸廻) 檜20本(3間~5間半、3尺~4尺廻) 杉3本(7間半、5尺廻)	栗50本 檜20本 杉3本
八日町村 弥右衛門	薪小屋 建替 板垣仕替	松29本(4間~3間、2尺5寸~3尺廻) 松1本(4間、4尺5寸廻) 栗4本(2間、2尺5寸廻)	松30本 栗4本
合計		松451本 栗223本 杉41本 雑木97本 ♯812本	松72本 栗62本 杉9本 樫3本 檜20本 ♯166本

出典：元治元年秋「大野筋家木願」(飛騨郡代高山陣屋文書)より作成。

幕領・飛騨国の民家普請における「家作木」の規制について

定の樹種に限らず、「松」「栗」「檜」「杉」でも受けている。こうした特定の普請状況に隔たらない「減木」は、明確な基準の存在よりむしろ、申請ごとに吟味が行われていた現場主義的な実態を示唆しよう。「減木」や「差止」の付箋・追筆で満たされた木取仕様帳は、まさに一軒一軒の民家の一本一本の部材に至るまで、厳格な検査体制がしかれていたことを物語っている。

おわりに

本稿では、幕領・飛騨国における家作木の規制実態を天保・弘化期における制度方針と個別の民家普請史料との対応から把握した。天保の改革期に政策を担当した豊田郡代は、造林事業などによりその業績が評価される⁽³⁵⁾これに加えて、豊田郡代は家作規制の整備方針も示していた。それまでの実情にそぐわない家作規制を見直し、「実々入用木は何本ニても相渡候」とするものであった。実際に、天保期以降の民家普請史料からは木取仕様帳の提出や「減木」を含む実効性の伴う運用を読み取ることができる。

最後に、本稿で解明された一九世紀当時における特異な家作規制の背景を述べていこう。

まず、当時の飛騨国における森林資源の枯渇状況に触れたい。豊田郡代が就任した天保一〇年の前年に、大掛かりな建築工事に伴う伐木事業があった。天保九年(二八三八)の江戸城西九御殿に関わる再建工事である⁽³⁶⁾この用材供給地として、尾張・水戸・紀伊・南部の四藩とともに幕領飛騨国が選定された⁽³⁷⁾。西丸再建用材の総材積は一二万八千尺縮と推定されている⁽³⁸⁾が、その約一五パーセント弱に相当する一万八九三一尺縮(六三二立方メ

ートル)が飛騨から江戸へ届けられたと試算される⁽³⁹⁾。この大增伐が影響し、以降に森林資源の減少が目立ち、その資源の回復が天保一〇年に就任した豊田郡代の急務となったのである。そのため先行研究が明らかとするように、豊田郡代は一軒当たり五〇本あての植栽を義務付けた「山方新植木」と呼ばれる新植樹令を発し(天保二年)、天保一四年には大規模な山林調査に取り掛かった⁽⁴⁰⁾。家作木をめぐる規制の整備も、資源回復が政策の中心課題とされた時代背景に位置する。

さらに、家作規制が白木稼の規制改正と表裏一体のものであることにも注意したい。天保一四年に出された家作見分の改正方針をみると、「白木稼改方之振合ニ准し、元木渡方并木立取立之上改方とも取計」と記されている。家作木の交付申請を出願する村人たちは、白木稼にも従事していた。そのため、家作木と白木の区別が曖昧となっていたのである。実際に、不正確な家作木の用材交付が白木の不正売買を助長させる要因であると、度々指摘された⁽⁴¹⁾。それゆえ、木取の綿密な計画書に従い、民家普請に真に必要な家作木のみを交付するという家作規制は、白木稼の取り締まり強化という政策の一環でもあった。家作木の交付を受ける村人たち自身が、白木稼の担い手である飛騨の林野制度に、木取仕様帳の提出や「減木」の措置を伴う見分を生み出す背景が見いだせよう。

すなわち、家作木をめぐる厳格な規制とその運用には、枯渇した資源回復が急務とされた時代情勢とともに、「御林山」に生業と生活必需品の両面で依存していた村人と森林の関わりをも読み取ることができる。

註

- (1) 所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)、九三―九五頁。
- (2) 資源抑制の観点から家作規制を論じた先行研究は、おおむね建物の平面規模

を制限する「形態規制」に着目する。例えば、コンラッド・タットマンは近世藩領の家作規制にみられる平面規模の制限を、森林資源の限界性に直面した領主による資源抑制のための政策として評価する(コンラッド・タットマン『日本人はどのように森をつくってきたのか』、築地書館、一九九八年、一〇五―一〇七頁)。これに対して本稿では、形態規制と異なる家作規制のあり方を解明する。

(3) 高山・古川に所在した町家の普請では主に「運上木」を購入した。そのため本稿で取り上げる「家作木」は村に所在した農家の普請に関わる。また家作木を用材とする普請は、主屋のみならず物置や小屋といった付属屋も含まれるため、本稿で取り上げる「民家」は、主屋のほか付属屋も含める。

(4) 林野序編『徳川時代に於ける林野制度の大要』(林野共済会、一九五四年)。

(5) 田上一生『百姓家作木の交付』(岐阜県編『岐阜県林業史 上巻・飛驒国編』所収、岐阜県山林協会、一九八四年)。田上一生『近世濃飛林業史』(岐阜県山林協会、一九七九年)。

(6) 伝存史料の状況は、『飛驒郡代高山陣屋文書目録』(岐阜県歴史資料保存協会、一九八三年)で確認できる。

(7) 飯塚常之丞正長の郡代在任は、寛政元年(一七八九)から寛政一二年である。

(8) 豊田藤之進友直の郡代在任は、天保一〇年(一八三九)から弘化二年(一八四一)である。

(9) 同書では「飛驒国の林政改革」を享保・寛政・天保という三大改革に即して記述する(五六―五八頁)。家作規制に関わる寛政・天保という画期も、寛政の改革および天保の改革と時期を同じくする。

(10) 元禄五年の飛驒国収公は、木曾林を失った幕府が、その用材供給地として飛驒山林の豊富な森林資源に着目したことが主要因とされる(前掲『近世林業史の研究』、一五五頁。前掲『岐阜県林業史』、三二頁)。

(11) 宝暦八年「飛州百姓家木之儀ニ付同書」(『日本林制史資料 江戸幕府領上』所収、朝陽会、一九三四年)。

(12) 文化財建造物保存技術協会編『重要文化財田中家住宅修理工事報告書』(高山市、一九七三年)で樹種構成が明らかにされている。

(13) 前掲『岐阜県林業史』に以下の申送りが収録される。「一、右家作之儀、飯

塚伊兵衛殿支配中一円御改正以来、上木は未木ニても不相用、松・栗ニ限り相渡候様伺相済候処、松・栗式品ニては差支候趣ニ相聞候由ニて、右之外檜・姫子式品は被差免候積り伺相済候旨、尤場所ニ寄右四品無之村々は檜・樺其外雜木相渡来り候由申送有之、右之通取計来り申候」。

(14) 弘化二年「御林山取締向之儀ニ付申送書」(前掲『岐阜県林業史』所収)。

(15) 弘化二年「豊田郡代演説書」(前掲『岐阜県林業史』所収)。

(16) 飛驒国に見役の制度が設けられたのは元禄一五年(一七〇二)で、御林山の取り締まりが少数人数の地役人だけでは行き届かないため、村々から推挙させた(前掲『岐阜県林業史』、三三―四〇頁)。

(17) 弘化二年「御林山取締向之儀ニ付申送書」(前掲『岐阜県林業史』所収)。

(18) 飛驒では御用木伐出の跡に残された残木(根本・末木・枝条・樹皮と、御用木以外の全樹種、上木のなかでも不良木・風倒木・雪折・根返り・枯死木など)を利用する白木塚が許可されていた。白木塚の取り締まりや生産例は田上一生「白木塚」(前掲『岐阜県林業史』)所収に詳しい。

(19) 前掲『日本林制史資料 江戸幕府領上』所収。

(20) この改正点は田上一生氏が整理されている。すなわち、一年限りで許可されていた年季稼が禁止されたこと、明年入山希望者は八月までに出願の上で見分を受け、事業を繰り越したときは再許可を受けること、角物で許可を受けたものでも挽木にするときは再見分の上で極印を受けること、白木の川下げは一回にまとめて流すことである(前掲『近世濃飛林業史』、三五―三五三頁)。挽木の再見分は家作木の改正点と共通し、一連の政策であることがわかる。

(21) 家作木に関する史料形式から読み取れる規制実態の様相については、拙稿「飛驒国の農家並請における伐木規制―『家作木』の申請とその許可、ならびに用材交付について」(『日本建築学会計画系論文集』第六五六号、二〇一〇年一月)で論じた。本稿ではここで得られた知見をもとに、規制実態を家作制度の変遷に位置づけることで再構成した。

(22) 「居宅土蔵他取建取締一件」は二三九一点である。同じ建築工事に對し、書付と木取仕様帳の二種類が作成された。また、同じ普請願書のなかで、居宅とその他の建物(土蔵・小屋など)を同時に申請する場合もある。それらの重複を振

り分けて棟数で集計すると、大野郡(高山を含める)七二八件、吉城郡(古川を含める)三三七件、益田郡二八二件、合計一三六七件の建築工事に関する情報が含まれている。最も古い年代は天保一三年(一八四二)三月(天保一三年は一件のみ)で、明治六年(一八七三)一月までの三二年間が残存する。しかし、書付と木取仕様帳の両方が揃うことは稀であり、申請された全てが残されているわけではない。つまり、これらの件数から当時の申請数や工事量を算出することは難しい。そのため本稿では、家作木の申請本数の実態は後述するように「家作木願留」を用いて算出する。

(23) 嘉永二年「乍恐以書付奉願上候」(居宅土藏他取建取繕一件)所収、飛騨郡代高山陣屋文書一・四一―一二、岐阜県歴史資料館所蔵。

(24) 嘉永二年「益田郡御厩野村藤助居宅建替普請木願仕様帳」(居宅土藏他取建取繕一件)所収、飛騨郡代高山陣屋文書一・四一―一二、岐阜県歴史資料館所蔵。

(25) 嘉永三年「乍恐以書付奉願上候」(居宅土藏他取建取繕一件)所収、飛騨郡代高山陣屋文書一・四一―一二、岐阜県歴史資料館所蔵。

(26) 元治二年「大野筋村々家木願」(飛騨郡代高山陣屋文書一・四一―一九一五、岐阜県歴史資料館所蔵)。

(27) 元治二年「吉城郡村々家木願」(飛騨郡代高山陣屋文書一・四一―一九一―二、岐阜県歴史資料館所蔵)。

(28) 文久二年「大野郡下保村弥兵衛居宅取建入用木仕様帳」(居宅土藏他取建取繕一件)所収、飛騨郡代高山陣屋文書一・四一―一二、岐阜県歴史資料館所蔵。

(29) 文久三年「益田郡名丸村忠右衛門居宅建替普請仕様帳」(居宅土藏他取建取繕一件)所収、飛騨郡代高山陣屋文書一・四一―一二、岐阜県歴史資料館所蔵。

(30) 文久三年「乍恐以書付奉願上候」(居宅土藏他取建取繕一件)所収、飛騨郡代高山陣屋文書一・四一―一二、岐阜県歴史資料館所蔵)。

(31) 文久三年「益田郡小坂町村喜兵衛居宅軒上取繕普請仕様帳」(居宅土藏他取建取繕一件)所収、飛騨郡代高山陣屋文書一・四一―四四六、岐阜県歴史資料館所蔵。

(32) 文久三年「益田郡野尻村織右衛門居宅棟上ヶ・天井・壁板普請仕様帳」(居宅土藏他取建取繕一件)所収、飛騨郡代高山陣屋文書一・四一―四四六、岐阜県歴史資料館所蔵)。

(33) 明治元年の「旧高田領取調帳」によれば、大野郡には二、三六箇村が所在した。(34) 天保一一年「吉城郡村々家木願場所取調帳」(飛騨郡代高山陣屋文書一・四一―四、岐阜県歴史資料館所蔵)。

(35) 高橋伸拓「飛騨幕領における植林政策の展開―天保―嘉永期を中心に―」(徳川林政史研究所研究紀要「第四二五号、二〇〇八年」)。

(36) 天保九年三月一〇日に江戸城西丸台所から火の手が上がり、殿舎を悉く焼失した(前掲「近世林業史の研究」、一八九頁)。

(37) 前掲「近世林業史の研究」、二〇七―二〇八頁。

(38) 前掲「近世林業史の研究」、二〇九頁。

(39) 前掲「岐阜県林業史」、一四八頁。

(40) 前掲「岐阜県林業史」、五八頁。

(41) 弘化二年「御林山取繕向之儀ニ付申送書」にも、厳格さを欠く家作木の交付によって、「自然と白木稼其外、一体之御林取繕方ニも差響不可然ニ付」と言及されている(史料3)。

(付記) 史料閲覧ならびに掲載許可につきまして、岐阜県歴史資料館の皆様のご協力を賜りました。記して感謝申し上げます。

